

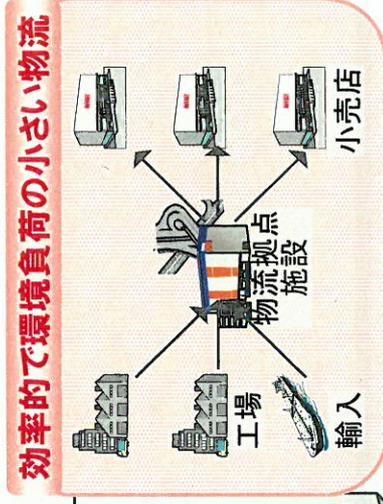
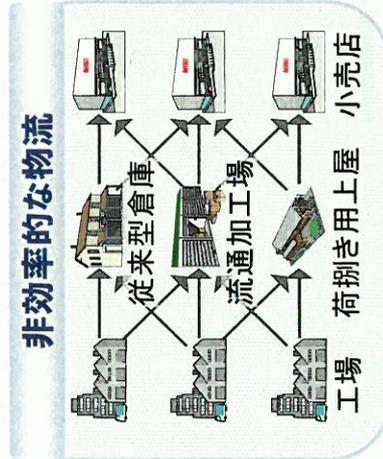
物流総合効率化法の改正について

(平成28年5月13日公布)

—施設整備法から連携施策支援法へ—

国土交通省物流審議官部門

■ 社会資本整備の進展と連携して、物流拠点施設の総合化と流通業務の効率化を促進。



総合効率化計画の基本方針適合性を審査・認定

- 基本方針**
- 輸配送・保管・流通加工を総合的に実施
 - 物流拠点施設の集約化、高速道路・港湾等周辺への立地促進
 - 輸送距離短縮・共同輸配送促進等
 - インターネットEDIの導入等による情報処理システムの活用
- 総合効率化計画**
- 事業の内容、実施時期、物流施設の概要等を記載
 - CO2排出量の削減効果を定量的に記載

支援措置

- 物流事業の総合的実施の促進**
- 事業許可等の一括取得
 - 倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし

- 社会資本と連携した物流拠点施設の整備**
- 営業倉庫に関する税制特例
 - 法人税・固定資産税等の特例
 - 施設の立地規制に関する配慮
 - 市街化調整区域の開発許可に係る配慮

- 中小企業者等に対する支援**
- 資金面等の支援
 - 中小企業信用保険の限度額の拡充

社会資本整備の進展（国際物流基幹ネットワークの構築、国際拠点港湾・空港の機能向上等）

法律改正の背景と枠組み



【方策1】 少ない人員でも業務をこなせるようにする

更なる物流の効率化 = 『物流生産性革命』

物流総合効率化法の改正
 (平成17年の制定以来、初の大改正)

「連携」による物流効率化方策の推進

- モーダルシフト
- 地域内配送共同化
- 輸送機能と保管機能の連携 等

↑

- 計画策定経費補助
- 設備導入経費補助(エネ特財源活用)
- 税制特例措置 等

【方策2】若者・女性を含む人材の確保

魅力的な物流の職場の形成

実行段階へ

働きやすい職場環境形成
 荷主からの適正運賃收受、労働時間規制の遵守
 現状を知ってもらう、イメージアップの取組
 (物流業界インターンシップ・研究セミナー 等)

物流生産性革命

個別の施策

- 都市内物流改革
- BtoC 物流改革
- 海外展開力強化

- 物流を考慮した建物・まちづくり
- 過疎地の物流の効率化・維持
- 無駄な宅配再配達を削減を旨とした利便性向上の取組
- 手ぶら観光の強化
- ドローン利用による物流の実現
- 農水産品の輸出力強化につながる物流の高度化・効率化

物流総合効率化法改正のポイント

背景

トラックドライバー不足をはじめとする物流分野の労働力不足

流通業務の省カ化の必要

改正のポイント

特定流通業務施設

必須ではなくなる
(モーダルシフト等も流通業務総合効率化事業の対象に)

所要の要件の見直し

流通業務総合効率化事業の実施主体
2以上の者の連携

物流総合効率化法改正後に認定対象となる事業のイメージ

○ 物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提に、多様な取組みへと対象を拡大。



○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒ 潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

○ トトラックドライバー不足の解消

⇒ 就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO₂排出量の大幅な削減

⇒ 社会への貢献度の高い物流の実現